

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 認定審判員ユニフォーム規程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の指定する認定審判員ユニフォーム（以下「ユニフォーム」という）について着用等必要な事項を定め、その遵守をはかることを目的とする。

### (着 用)

第2条 本協会が主催及び認定する競技会に審判員として参加する者は、定められたユニフォームを着用することが義務付けられる。

2 認定審判員は、本協会が主催及び認定する競技会、その他本協会が認めた場以外でユニフォームを着用してはならない。

### (種類・手配・申込)

第3条 ユニフォームの種類、手配、申込は、別に定める「認定審判員ユニフォーム規程細則」の通りとする。

### (改 廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

### 附 則

本規程は2019年4月1日から施行する。

改正（第2号）は2019年4月20日から施行する。

改正（第3号）は2019年9月28日から施行する。

改正（第4号）は2021年12月19日から施行する。

# 公益財団法人 日本ライフセービング協会

## 認定審判員ユニフォーム規程細則

### (ユニフォームの種類)

第1条 着用するユニフォーム及び必需品は以下の通りとする。

- (1) 帽子 (室内競技会は除く)
- (2) 審判員ユニフォーム上衣 (ポロシャツ)
- (3) 審判員ユニフォーム下衣 (短パン)
- (4) 靴 (サンダルは不可、プール競技会では靴底が白で土足履きと区別したもの)
- (5) 防寒具 (必要に応じて)
- (6) ウェットスーツ (IRB ジャッジ、マネキン設置担当審判員、その他は必要に応じて)
- (7) 認定審判員証
- (8) 笛
- (9) 筆記用具

2 前項(2)の上衣(ポロシャツ)のみ、役職別に色で区別をする。

- 上訴委員：緑
- チーフレフリー/デピュティーフリー：紺
- セクショナルレフリー：赤
- その他の審判員：白
- コンペティター・リエゾン・オフィサー：黄

### (ユニフォームの手配)

第2条 全ての認定審判員は、第1条(1)帽子、(2)審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ：白)、(3)審判員ユニフォーム下衣(短パン)を購入または借用等により手配をする。ただし、本協会による貸し出しは行わない。

- 2 各役職の職務に就き、別色の審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ)が必要であると競技審判委員会が判断した際は、職務に就く際に必要に応じて本協会より支給される。
- 3 次に示す要件の全てを有し、認定審判員資格を継続している者は、第1条(1)帽子または(2)審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ：白)のどちらかを選択し、申請することで支給を受けることができる。
  - (1) 資格登録費を入金していること
  - (2) 本協会主催または認定する競技会の活動履歴が累計20回以上であること(活動履歴のカウント方法は認定審判員規程細則第3条による)
- 4 3による支給は何度でも受けることができる。但し1回の申請時に支給されるのは第1条(1)帽子または(2)審判員ユニフォーム上衣(ポロシャツ：白)のどちらか1つまでとする。また次回の申請は、申請した後の活動履歴が通算20回以上であること。
- 5 B級認定審判員昇格時には、第2条(3)審判員ユニフォーム下衣(短パン)を支給する。

### (ユニフォームの申込)

第3条 JLA オフィシャルアイテムサイトにて審判員用ユニフォームの申込ならびに購入をすることができる。

- 2 第2条3及び4の申請については、「認定審判員ユニフォーム支給申請書」に必要事項を記載し、提出する。申請期間については、毎年4月1日から4月30日までとする。

(改 廢)

第4条 本規程の改廢は、本協会ライフセービングスポーツ本部長及び副本部長の承認を経てこれを行う。

附 則

本規程は2021年12月19日から施行する。